

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第27回）

議事録

日時 令和3年7月19日（月）14:00～15:00

場所 西之丸会議室

出席者 構成員

小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学教授	副座長
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	

オブザーバー

浅岡 宏司 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室

議題 余芳の移築再建について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第27回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日は、ご多用の中、また大変お暑い中、第 27 回建造物部会にご出席いただき、誠にありがとうございました。本日の部会から引き続きのワーキングでは、余芳の移築再建について、お諮りいたします。今後の文化庁との協議に向け、より詳細な議論をお願いしたいと思っています。よろしくお祈りいたします。限られた時間ではありますが、よろしくお祈りいたします。</p> <p>3 構成員、事務局、オブザーバーの紹介</p> <p>4 今回の議事内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿、座席表が、各 1 枚。資料 1 として、余芳の移築再建計画（概要）案についてです。資料番号 11 ページまで、最後 A4 で資料 11 までです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。ここから先は、小濱座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>余芳の移築再建について</p>
小濱座長	<p>余芳の移築再建について、事務局からご説明いただき、そのあと皆さんからご意見をいただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。</p>
事務局	<p>資料 1 - 1 をご覧ください。余芳の移築再建についての概要版として作成したものです。本資料は、先に行われた 7 月 9 日の全体整備検討会議にお諮りしたときの資料から、委員のご指摘の案を追加したものになっています。</p> <p>(2) 余芳の沿革および事業経緯をお示ししています。余芳は明治 6 年から 7 年に陸軍が民間に売却し、部材状態で保管されたのち、明治 25 年に最初の移築、そのあと昭和 14 年に同じ敷地内にて 2 度目の移築と一部増築がされています。昭和 48 年に、便所部分を除く、増築された部分を含む範囲について、名古屋市の指定有形文化財に指定されています。平成 23 年の調査解体ののち、余芳の移築再建に向けた検討を平成 26 年度より開始し、平成 27 年の第 19 回全体整備検討会議において、御城御庭絵図に描かれている四畳半での姿での復元方針を確定しています。</p> <p>資料 1 - 2 をご覧ください。計画上の位置づけです。余芳の移築再建については、平成 25 年 3 月に策定した名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書に、周辺整備を含み、移築再建することを位置づけています。</p>

	<p>現在策定に向けた検討を行っている、名勝名古屋城二之丸庭園整備計画案においても、余芳の原位置への移築再建について記載する予定です。</p> <p>次に、これまでの調査結果として、資料1-3と1-4に移築前の現地調査の結果、さらに資料1-5と1-6に、復元場所二之丸庭園内の発掘調査の結果についてお示ししています。発掘調査では絵図に描かれている手水、図中の赤丸箇所ですが、実際に検出されたことから、今後の復元位置を特定する手掛かりとして考えています。</p> <p>資料1-7をご覧ください。(3)部材調査および仮組調査の概要です。平成30年度の部材調査、仮組調査は、江戸期の姿である四畳半の部分を対象に、当初架構を確認するために行いました。その際に、明治以降に増築された水屋部分より、江戸期の部材等が発見されたので、今年度4月より改めて仮組を行い、現在、部材の転用について詳しく調べています。痕跡調査より、3種類の番付がありました。史料調査の結果と合致していること、主室の柱と梁、桁、小屋束、足固、下屋を支える北東下屋桁が、軸組の当初材として残っていることが確認できています。増築された水屋部分等に、主室の桁、下屋桁が転用されていることもわかりました。</p> <p>資料1-9をご覧ください。資料や仮組、部材調査結果から計画図の作成を行っています。本日は、当初作成案の横に、痕跡から考えられる委員ご指摘の案についてもお示ししました。併せて資料1-10にも、桁の痕跡から考えられる丸太を桁高さまで下げる案についてもお示ししました。</p> <p>最後の資料1-11をご覧ください。名古屋市の指定有形文化財の現状変更手続きに関わる諸手続きを進めていくことを予定しています。(3)に概ねの手順をお示ししています。</p> <p>資料の説明は以上です。</p>
小濱座長	ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。
麓構成員	あまり今までの部会で話したことと、違いはないように思います。今後、どのように進めていくのか。具体的な進め方、手順を、説明していただけますかね。
事務局	<p>今後の進め方です。今見ていただいている資料は、主にこれまでやってきた作業の概要というかたちでまとめたものです。文化庁と相談をする中で、つい先日まで、このかたちでまず頭出しをして文化庁へご説明して、ここから全体をだんだん深堀していくイメージで進めていこうということで、進めていきましたが、少し変更がありました。この状態は、この状態でまとめますが、次の段階としては主に建物に絞って、それもいわゆる復原検討です。江戸時代に、この場所にどのような建物が建っていたのかという検討を、まずはやる。それが1歩目です。</p> <p>2歩目として、まわりの庭園との取り合いや、もう一つは今の復原検討に対して、実際に建てる建物は、どういう建物にするのかという計画図。この2つを2歩目として検討して行って、最後はいろいろな意見をすり合わせて、最終版を作ることが、最後のステップになります。</p>

	<p>す。こういう3ステップで、今後は進んでいこうということで、文化庁からは助言をいただいています。</p>
麓構成員	<p>今の資料、今後の進め方の概要ですが、どのような調査をして、どのような調書を作るとか。あるいは、どのような資料をまとめていくのか。それは、どのようにお考えですか。</p>
事務局	<p>まず資料としては、ほかの今までの復原した建造物の、こういった検討資料の事例を、文化庁から参考でいただいています。それを参考に、例えば一つひとつの痕跡から見える将来の案を、一つひとつ丁寧に説明を並べていくような資料を、ひたすら作っていくイメージでいます。</p>
麓構成員	<p>私も、そうすべきだと思います。今回は史跡の復元ですけど。史跡の復元と、重要文化財建造物の復原に対する現状変更の手続きとしては、具体的な資料の作り方がずいぶん違ってきます。余芳は非常に貴重な建物で、単に名勝の中の一つの構成要素ということではなくて、将来、建造物として重要文化財になってもいいような建物ですから、今の痕跡調査というのは、むしろ建造物の現状変更に相当するくらいの資料を作るつもりでいたほうがいいと思います。それくらい厳密な復原、それはひょっとすると、今は市指定ですが、市指定のそういうものよりも、もっと詳細な調査、詳細な資料を作ることになるかもしれないし。おそらく史跡の復元よりも、ずっと詳細な資料になるかと思います。ぜひ、建造物の復原、現状変更と同程度の資料を作っていただきたいと思います。</p> <p>そういうものを、どのように作るのかというのは、私もかつて、国指定の重要文化財の現場で直接、そういうのを作成した経験があるんですけど。まず、何をすべきかというときに、これはアドバイスですけど。少なくとも、今から復原しようとする、例えば資料1-9の平面図については、今は平面図だけでも、これから痕跡等を見ながら復原図、断面図、立面図を作りますよね。あるいは、床伏図、梁伏図、小屋組みの基礎であるとか、そういうものを作っていく段階で、まず当初材と思われるものが、どこにどれだけ残っているか。ということ、その図面の上で、例えば色分けしてまとめて、それぞれの当初材のどの面にどのような痕跡があるかを調べたうえで、写真も添えて、これがこの痕跡なんだというものを作る。そうすると、こういう会議でだされて。今日の資料1-9だけだと、本当に正しい復原かどうか、わからないですけども、今お話ししたように、当初材がどれで、当初材のどこにどんな痕跡が残っているから、どういう納まりだったというのがわかるんですよ。資料を見ながら理解することができるので。ぜひ、そういうものをきちんと作ってほしいと思います。その資料ができたうえで、それをまとめるようなかたちで、現状変更の要旨みたいなものを作って。最初に詳しいものを作って、それをすべて読まないといけないのは困るので、要旨は要旨でまた別に作る。これは国の建造物でも同じですけども。そういうものを作っていく、というふうにすると、非常に実証的な復原ができると思います。</p> <p>まずは、かつて余芳はこうだったという復原図を作ったうえで、今度はその状態でのいうのではなくて、かつてこういう状態だったとい</p>

	うことがわかったうえで、今度は耐震診断をしないといけないと思います。耐震診断をして、それがどの程度の強度があるのか。必要な補強があれば、それも検討する。と、進めていくといいと思います。
事務局	ありがとうございます。今、麓先生がお話されたことは、先日文文化庁と打ち合わせをしたときに、同じようなことをいわれました。当初材が、どのくらい残されているのか、わかりやすくすることだとか。そもそも、私どもの資料がまだ、説明をする資料になっていない。説明がつくレベルまで達していない資料になっていますので。そこは、一つひとつの調査から、それはいろいろな調査のやり方があると思います。いろいろな調査の結果から、確実なものは、そのような説明をしますし、こう考えると蓋然性が高いものであれば、そういったかたちの説明がつくような、ふわっとしていない資料作りにはしていこうと考えています。
麓構成員	そういうものができた段階で、途中で当然、部会も開催されるでしょうけど。それが最終的に、部会で承認されて、県や国に挙げていくと、問題がないかなと思います。
事務局	わかりました。もう少し詳細なスケジュールなどは、ワーキングのときにお話しをさせていただきます。
溝口構成員	ご説明の中で、わからなくなってしまうのが、文化庁といろいろ相談しているのは、史跡のほうという理解でいいですね。当然のことながら、史跡整備ですから。
事務局	史跡整備、名勝。
溝口構成員	史跡名勝の、かつての。そこで、お話されたステップの話で、名勝としての整備の手続きの話です。そこででてくる復元、元のほうの復元ですね。ふくげんが2つ、それが正しいかどうかということではなくて。文化庁的な用語で、原っぱのほうの復元と、元のほうの復元があつて。史跡だったり、名勝だったり。名勝はもっと、史跡よりもややこしいですけども。名勝の整備の中で、旧状をある程度復元したうえで見せていこう。今回、二之丸庭園の整備計画の位置づけを、資料1-2、1-3で入れていただいたので、名勝としてどういう方針なのかということが、よくわかって。こういう情報が、今まで何にもなくて。こういった資料があると、なるほど、下に埋めたまま、かき盛りした上に造るのね、って。これは史跡にしろ、名勝にしろ、とられる手法で、それでやっていこう。そのあたりの資料は、よくわかりました。 でもお話があつたのは、文化庁とやりとりをしているのは、元のほうの復元の話。
事務局	原のほうの。
溝口構成員	原ではなくて、元のほうの。何も無いところに、極端というと木造

	<p>の天守もそうですけど、オリジナルのものではないので。構成要素の中でも、直接の価値を担保するものではなくて、それを向上させるような新たなものを、建物だったら建物で造るうえでのお話、という理解でいいですか。</p>
事務局	<p>余芳に関しては、部材としては、すべてではないですけど、オリジナルの部材を、極力オリジナルの位置に戻すので、移築再建ではありますが、原のほうに近いのかな、という認識ではいました。</p>
溝口構成員	<p>お聞きしたいのは、どっちの議論で文化庁とお話しているのか、ということです。</p> <p>麓先生が言われるのは、原っぱのほうの復原。</p>
麓構成員	<p>もう少し説明します。この間、合同のときに平澤主任調査官が、リモートで参加されていましたよね。平澤主任調査官は、名勝を主に担当している、主任調査官ですよ。その延長なので、先ほどの説明で文化庁から指導を得ながらというのは、平澤主任調査官の指導と、理解していました。今溝口先生がお話されたような、ふくげんというのが、原か、元なのかというのは、そもそも史跡名勝部門では、元しか使っていません。建造物の部門では、原しか使っていません。ふくげんというときには、建造物の復原というのは、必ずしも当初とは限らないですけども、解体調査をした結果、この建物では一番価値が高いであろうという時代に戻すときも、原を使うんですよ。復原というのは、</p> <p>史跡のほうは、今回の余芳を復原するという、建造物の原のような復原と併せて、例えば工事中に新しく仮設物を造って、それを撤去して元に戻すのも、復元に相当するんですよ。元のほうのね。</p> <p>ふくげんの概念が、史跡名勝部門と、建造物の部門と違って、その違いがあるものだから、あえて元と原とを分けて使っています。そういう意味では、平澤主任調査官の話をする限りにおいては、元のほうなんですけど、余芳の復元については、建造物の原の復原と同等のことを、我々もやりたいと思っています。おそらく平澤主任調査官も、余芳についてはそういう、建造物みたいな復原をしてくださいという。ただ、復元検討委員会とか、現状変更を担当する文化庁の審議会が、メンバーが建造物と名勝とは異なっていて、必ずしも建造物のほうの、原のほうの復原のような資料を作っても、名勝の委員会のほうでは、そこまでいらないよ、っていう話になるかもしれないです。対文化庁は、そうなんですけど。この建造物部会では、ぜひとも建造物の、原のほうのような復原の検討をこれからずっと続けていきたいと思っています。</p>
溝口構成員	<p>それは、我々の要望とかではなくて。これは名古屋市の指定文化財なので、基本的には、国だろうが、県だろうが、市だろうが関係なくて。指定文化財に関していえば、当然、なんか変える時は現状変更が伴ってきて、それが妥当かどうかの検討をし、元の部材がどうだったかという、麓先生がお話されたようなちゃんと調査をし、史料も調査をし、きちんと報告書も作り、そのうえで今回こういう現状変更要請を、それはその価値をより向上させるため、本質的な価値を向上させ</p>

	<p>るための元に戻すという、原っぱのほうですけど、それが妥当だ。ということの資料をきちんとやったうえで、ものとしては、そういうものとして復原をしていく。原っぱのほうで。それは、名古屋市の指定文化財なので、文化庁はそこに介在する話ではないです。極端に言えば。例えば、余芳の図面が非常によく残っていて、それを基に新材で造ることが可能です。いろんな絵図が残っていてね。それと、今回の余芳をもってくるというのも、どちらでも極端にいうと文化庁の、名勝の中での構成要素としては、あまり変わらない。極端にいうと、そこがオリジナルかどうか。オリジナルのを持ってくるからいいんですよ、ということで、プラスには寄与するとしても、その中身の妥当性がどうかということは、名勝のところでは、基本的にはかかる話ではないし。かけようと思ったところで、麓先生が言われたけれども、第三専門調査官で、そのメンバーは、もちろん建造物のメンバーもいますけども、そこでメインテーマにはならないので。</p> <p>なぜ私が発言したかということ、お聞きしていると、それがごちゃごちゃになってしまっていて。文化庁の史跡名勝セクションのところから受ける指導、それから整備に関する指導というものは別に、麓先生はいわれたけども、市の指定文化財であり、城内の数寄屋建物として非常に価値の高い物で、市の指定になっている。それは建造物の有形文化財として、どこにあるかが、もう1回組み立てて元に戻すときには、しかるべき手続き、ちゃんと手順をふんで調査をし、それを記録に残し、今回のこれで、こういう根拠に基づいてこういうふうにしました。これが50年後、100年後見直しても、ああなるほど、そういう証拠でこうなったのね。大矢さんのところにあつたときは随分違ったけれど、きちんとした調査に基づいて、これが復原されたんだ。上屋のものとして、そこはきちんとやっていただかないといけないです。かつ、そこは切り分けて認識していただかないと、いろいろな発言が文化庁からあるんですけども、史跡名勝の観点からの、元のほうの復元に関する発言を、余芳の有形文化財としてのそこと混同しないように、聞く側はきちんとそういう立場で聞いていただかないと、混乱をしてしまうというか。向こうはそういう意図ではないのに、全然違うことをやってしまっている可能性があります。これは本丸御殿のときにも、何回かありましたけどね。そのへんを、ちょっと気を付けていただきたいと思います。</p> <p>有形文化財の建造物としてのやるべきこととは、名古屋市の指定文化財でもあるし。指定文化財というのは、現状変更も含めて、麓先生がお話されたことは、それはそれでちゃんとやってくださいね、ということです。まずその前提として、名古屋市サイドとして聞くときに、文化庁のどのセクションに聞いていて、それはどういう向こうの立場からの指摘かということ。今やり取りしているのはあくまでも名勝としての、向こうのやり取りなので。有形建造物に関するところというのは、逆に視野にあまり入っていない、名古屋市さんが考えることですよ、というのを、ふくげんという言葉を取り違えてしまうのもどうかな。それは十分気を付けていただいたほうがいいかな、という気がしました。</p>
小濱座長	素人なので初めて聞いて、なるほどなと思ったんですけどね。原っぱのほうは、材が残っているから、それをもう1回組み上げるという、

溝口構成員	そのへんのプロセスは、麓先生がわかっていらっしゃるから、
小濱座長	もう一つの元のほうは、新材を使ってもいいと。構造などがわかっているならば、新材を使っても、それは復元ということですか。新材を使って。
麓構成員	もちろん、どっちにしても、古材があればなるべく古材を使うし、古材がなければ新材も使いますけど。
小濱座長	本丸御殿は、全部新材ですよ。
麓構成員	全部新材ですけど。例えば、名勝指定された中に、もともと古建築が建っているということもあるんですよ。建造物としては指定されていない古建築が建っている。その修理をするときに、仮設の足場を組みます。史跡なり、名勝だったら、現状変更許可申請をだすんですよ。そして工事が終わって、仮設を撤去して、元通りになりました。という建物の修理ではなくて、仮設を付けて撤去しました、というのも復元というんですよ。 新材か古材かということが、直接関わってくるわけではなくて。
溝口構成員	ベースになるものが違うので、オリジナルのものがまったくなくて、その価値を認めたらうえで、有形文化財、
麓構成員	その場合は、建造物の有形文化財ではないです。
溝口構成員	ではない。
麓構成員	本丸御殿もそうでしたけど、新築だから文化財ではないという発想もちょっとおかしくて。特別名勝の構成要素になるのだから、文化財相当の復原を、史実に忠実な復原をしないとイケない、ということは当然ありました。本丸御殿のときはね。
溝口構成員	天守も同じですよ。史跡なり、名勝の価値を、構成要素として、できたらなんでも構成要素ですけども。その価値を向上させることに貢献するものではあるわけですよ。それはでたらめのものではないけれど。当然、そこで追求されるのは、オリジナルの、元のものに近いもの、新材ではあるけど、ということです。ただそれは、原っぱのほうの復原では、有形文化財という建造物の範疇には入ってこない。
麓構成員	元のほうです。その場合は、元ね。両方とも「げん」と呼ぶし、両方とも「もと」という意味もあるし、ややこしいんですけど。これは文化庁で、史跡名勝部門と建造物部門とで分けて考えているだけの話です。どっちにしても、新聞でいったら、新聞社は必ず原っぱ使わないで、元に変えてしまいますけど。文化庁は、そうやって分けて使っています。

小松構成員	ちなみに、資料1-1の事業経緯というところに、平成25年だと名勝復元、平成27年になると復原が原のほうに変わっていますよね。
事務局	平成25年のほうは、名勝の計画書の中では元のほうなので、それに則って表現しています。平成27年の江戸期の姿で復原案のほうは、建築物として、
溝口構成員	有形文化財として、
事務局	そうです。
溝口構成員	文化財の話と、史跡名勝の話と、面倒くさいですけど、これが正しいと思います。
事務局	そうです。使い分けています。
小松構成員	これが正しいと。
溝口構成員	上の、資料1-2、1-3を今回付けていただいて、改めて読み直して、よくわかりました。前回、現場でとんちんかんな質問をしていたな、というのがよくわかった。こういう資料をいただくと、二之丸庭園がどういう方針で、余芳のまわりはどういうふうにするかという、遺構はずいぶん下のほうにあるんだけど、当然それは保護したうえで、上のある高さのところで、余芳、および風信の周辺というのは、周辺の復元整備を進めるとい、北御庭のところ、5行目のところに書いてあります。これはまさに、下に遺跡は、史跡としての部分は遺っていて、その上の土盛りがある一定のところと同じような形で、もう1回再現しようという意味での復元ですよ、これは。
小松構成員	元のレベルまで下げることができれば、原っぱのほうになるんですか。
溝口構成員	それはならないです。
麓構成員	史跡では絶対、元しか使わないです。
小松構成員	わかりました。
麓構成員	建造物では絶対、原しか使わないです。
溝口構成員	庭園なんかは、極端にいと室町時代の庭園なんかは、室町時代の状態で遺っていないし、樹木も全部違いますのでね。オリジナルものが完全に遺っていて、それをいかにやるかという、有形文化財としての建造物もあるし、特殊性というのはその厳密な、だからこそ元に戻す原っぱのほうの復原がどこまで正しいのか、という厳密さというのは、有形文化財の建造物としては非常に、我々気になるところだし、それが妥当だったのかどうなのか、というのは、後世の検証を受

	けないといけないですよ。それが検証できるような情報はきちんと残しておかないと、なんでこんな形になっているの、っていう話になってしまう、ということです。
小濱座長	それって、建造物は、原っぱはないですか。建造物は元しかないのですか。
麓構成員	いえ、建造物は原っぱ、史跡名勝は元、です。
事務局	先ほど手続きのところ、国指定の名勝としての手続きの話をしたが、名古屋市指定の文化財としての手続きは、ちゃんとそちらはそちらで進めていきます。今後の説明のときには、それがごちゃごちゃにならないように気を付けます。また、おかしなことを言っていましたら、ご指摘、ご指導いただくと助かります。よろしくお願ひします。
溝口構成員	資料1-11もご説明されましたが、ちょっと小姑みたいであれなんですけど。余芳の復原については、この部会と庭園部会の検討をして、ちゃんと名古屋市の指定文化財としての現状変更の許可をとって、場所が変わっているし、多分何もしていないんですよ、前の状態から。
事務局	昭和期の大矢家で解体するときの、現状変更をとったのが最後です。
溝口構成員	解体か何かをやったときですか。
事務局	解体のためにです。
溝口構成員	ですよ。そのときから動いていないので。それできちんと現状変更申請を行っていただくんですけど。それと、名勝としての、構成要素としての余芳というのは、常に切り分けて書いている。となると文化庁に申請し、というのは名勝のほうの話ではないですか。
事務局	名勝のほうの変更をした後と聞いていたものですから、名古屋市の指定の話は。順番的には、フローでいくと矢印の3つ目に、文化庁の名勝のほうの現状変更をして、4つ目に市の指定の文化財の変更をするというフローをお示ししています。
溝口構成員	だからそのときに、余芳の復原の原っぱのほうについては、ということですけども。そのことの中身については、文化庁としては、先ほども言ったけど、新築、まったく新材で造る場合も、旧材で造る場合も、あまり変わらないというか。名勝としての本質的価値がどうなるか、というところの問題が非常に、第三のほうでは、史跡名勝では重要だけれども。もちろん、それがオリジナルであるってことは、非常に価値を高めることではあります。そこに対する、この復原のあり方はどうなのかということは、文化庁の範疇ではないはず。基本的には、どうしてここにもってくるの、どういう由来で、どう正しいの、ということに対する説明は必要だけれど、原っぱのほうの復原の中身

	<p>について、詳細に文化庁に名勝のうゑで説明するということは、重要になってくるのですか。やり取りで。逆にいうと、そこまで何で、第三専門調査官としては。</p>
事務局	<p>手続きとしては、名勝の中に復元のほうの建物ということですので、文化庁の手続き的には、復元検討委員会になります。復元検討委員会での議論を経て、国のほうへの手続きへと進みます。同時進行で、市のほうへの手続きも進めていきますが、最終的には市で指定されているすべての部材を名古屋城で使えるわけではありません。使わない部材も当然発生します。その使わない部材をどうするのか、ということも併せて考えないと、市の指定に関しては結論がだせない。そういうふうになったときに、順番的には先に国のほうの、名勝としての結論をだしたうゑで、市の手続きを最後にやる。順番は、そういう順番で考えています。ただ作業は並行して進めていきます。</p>
溝口構成員	<p>お伝えしたかったのは、それぞれの、名勝として必要とされる史跡名勝での復元検討委員会で検討される内容、何が必要とされるか、これは新築でもまったく同じです。そこと、有形文化財としての、今お話しされた価値は違うので。そこが混同されない、どこで何が、どういう条件なのかといったときには、復元検討委員会では資料に対して、新築で造る場合もですよ。私も新居関でやっていますけども。厳密に、どういう史料が遺っていて、考古学的な史料と、文献史料や絵図、類例と比較しながら、いかにこれが妥当性をもつかということ、資料でもって説明するんですよ。それと、有形文化財のほうの話とは、ちょっと同じように見えて、天守でやられているでしょうけど、違うので。そういうのが必要とされるハードルが、種目が違うので。それがごっちゃにならないような書き方にしていきたい。史跡名勝として文化庁へ申請をして、変更を受けたうゑで、有形文化財としては名古屋市のこれはこういうふうにして、というふうに。最初の題目をなるべく入れていただくと、あとから読み直しても混乱しないと思います。こういうものを書くときに、そこをちょっと気を付けていただいたほうがいいです。長々お話ししましたが、私がお願いしたいのはそこで、それはちゃんと違いますよ。復元検討委員会というのは、新築も復元検討委員会ですから。そこで要求されるものと、今、有形文化財としての検討すべきことというのは、おのずと違ってくるので、全然。ものさしが違うので。何々としては、ここのこういうあれを受ける。何々として、ここのこういうのを受ける。今回の余芳は2つ網がかかっている。史跡内の整備ということと、有形文化財としての余芳そのものの価値の問題、という2つがレイヤーでかかっている。そこを混同しないように、いろいろな記述をするときも、どっちのあれがかかってくる話なの、というのを意識しながら書いていただかないと、求められることと、アクションがずれてきてしまう。史跡名勝として求められているアクションのはずなのに、有形文化財としてのアクションをしてしまって、ちょっとずれてしまったということが起こりえるので。そこを意識しながら、常に整理していただきたい。2つがかかっているから。それだけの話です。</p>
事務局	<p>この後のワーキングでやっていく、より細かい作業になったときに、</p>

	そこは意識しながらやっていきます。
小濱座長	今溝口先生言われた、今日の資料は、そういう区別があいまいだと言われるわけですか。
溝口構成員	これを読んだときに、伝言ゲームではないですけど、この時点で直接色濃く議論をして、きちんと打ち合わせをされているかもしれないけど。失礼な話、もう何人担当者が変わったかわかりませんが、そのへんの議論の境界が、線引きがきちんとあるのに、なんかあいまいなままやってきて、文化庁がいつているから、これはできません。それは名勝の話であって、有形文化財としては、ここが大事だよ、というところが。事務局としては必ず有形文化財の建造物の話と、史跡名勝の話というのがあって、それぞれが線引きがあって、価値と考えるものさしが違うんだということを常に意識されていないと。これは別に名古屋市さんだけを非難しているのではなくて、この手の類の仕事に関わらせていただくと、そのへんが混同してしまう可能性があるのです。常に資料を整理するときは、どちらの論点なんだということを、きちんと明示しておいたほうが、いいということです。
麓構成員	中野さんの眉間にしわが寄っていたので。もう少しわかりやすく。
事務局	できるかな、っていう心配です。今のは。
麓構成員	例えば、余芳の復元という、名勝指定地に余芳を復元するときに、古材が一切ないのだけど、発掘すると、今回は手水しかでてこなかったけれど、礎石がでてきましたとか。あるいは絵図があります。古写真があります。この史料を基に復元することも、当然あるわけです。日本中の城跡で、発掘成果と、絵図、古写真だけを基に復元するというのは、よくやっています。そのときに、写真に写っているところはわかるけど、写っていないところは、よくわからない。内部もよくわからない。それでも何らかの考察をしながら復元しますよね。 今、史跡名勝でやろうとしている復元というのは、これに近いことなんですけど。幸い、名古屋市の余芳については、移築されて、当初材で増築された部分もあるけど、材料が残っている。そうすると、かなり、さっき言った古写真や絵図だけではなくて、部材を基にかなりの部分が詳細に復元できそう。というので、文化庁の同じ現状変更を申請するにしても、かなり周到な復元根拠を示したうえで復元することができる。それは記念物のほうでね。ということがあって、多分平澤主任調査官も、そういうことを望んでいると思います。国指定の史跡、名勝の復元というのものもあるし。それと別に、名古屋市の有形文化財としての指定がかかっているの、それは建造物の現状変更の手続きが必要になってくる。今回の場合は、両方が必要ですよ、ということをおっしゃっているわけですね。
溝口構成員	それを混同しないでほしいという話です。
事務局	わかりました。気を付けます。

小濱座長	今日の、この資料についてはどうですか。
麓構成員	まだまだ、これは中間報告程度の資料で、これについて今から議論することのほどでもないです。
事務局	このあとのワーキングの時間で、より細かい議論をお願いしたいと思います。概要資料として、ご意見をいただければ、次のワーキングへ移りたいと思います。
小濱座長	前回でてきたものと、平面図も、断面図も、もう一つの案ができましたが。
事務局	前回までお示ししていた、こうかなということに対して、それではないというご助言をいただきましたので。今回、前回との違っている部分が変わりやすいように並べて、書いています。この後の時間帯に、元は私たちはどう考えたのか。新しいほうは、どういう考え方でこうなっているのか、ということをお話したうえで、ご助言をいただければと思います。
小濱座長	今日のこの資料は、こういう案があるという理解でいいですね。
事務局	後段の資料にも同じものをまとめていますので。
小濱座長	そういうことですね。どちらが、どうだという、評価をする必要はないということですね。
事務局	はい、大丈夫です。
小濱座長	ほかに、今日の資料1に対してのご意見はよろしいですか。
溝口構成員	報告事項ですよ。
事務局	報告に近いですね。
溝口構成員	ですよ。報告して、意見を聴取したということですよ。
事務局	本当は、報告ではなくて、限りなくこれをしっかり作りたかったんですけど。結果、報告に変わってしまったというか。方向性が変わってしまったので。
溝口構成員	先ほどの3段階云々というのは、多分、あくまでも名勝としての考えで、それはそのとおりです。そこの有形文化財に関わってくるようなところに、通常だと新築の場合が多くて、それが資料でどこまで妥当性があるのか、資料でそこまで書けることが、そういうようなやり取りがあるんだけど。そこに関して、結構いわれるわけですよ。余芳の場合は、きちんとオリジナルの、有形文化財としてのものが

	<p>あって、それに基づいて、こういうものがありますよ、ということをして復元検討委員会にだせば、そこでの議論というのは、そう何回も何回もやり取りしてかかるものではなくて。ものがある、痕跡がある、こうこうであって、こうだからって、極端に言えば同業者が見ればわかるわけですから。そこは大変なことではないので、その資料はちゃんと作ってください、っていう意志だと、発言だと私は理解したんですけど。</p> <p>麓先生が言われたように、本当に何にもない場合と、絵図と、発掘ででてきたわずかな礎石と、類例などから復原するという場合も、本当にそれでいいのって、纏向遺跡とか、いろいろ話題になることもあるわけで。そういうものとは一線を画すので。その部分ではきちんと、議論を内部できちんとした、原っぱのほうの復原に基づくようなもので、今回は余芳についてはその考え方だから、その資料としてちゃんと用意してくださいね、という意味だと理解したので。それはそのとおりで。どっちにしろ、余芳の場合は、名古屋市の指定文化財なので、当然そういうことは求められます。有形文化財として、原っぱのほうの復原では、そのレベルのことは当然資料としては求められます。それをそのまま付けていただければ、文化庁のほうの件は、問題なく通るはず。事務手続き的には、元のところに戻して、地上に、元あったところに置くわけですけども。そのことを、そもそもいいかという、文化庁のOKをとらなくてはいけなくて、そのうえでは復元検討委員会に諮るんだらうけど。その前段としての、麓先生がいわれたような、きちんと痕跡や写真など資料を揃えたうえでの、原っぱのほうの復原が妥当だという、市指定文化財としての資料は、どっちにしろいるということは、その作業は、市の指定文化財としての現状変更はもっとあとでもいいのだけれども、手続き的にはね。作業そのものは、もっと前に、文化庁にだす前に終わっていないといけないよね。</p>
事務局	それは並行して進めます。
溝口構成員	そっちが多分、一番先行する。だからこそ、ちゃんと。
事務局	実際、手順は逆かもしれません。
溝口構成員	作業はね。作業はそっちのほうが先なの。復原のほうの作業が先になってきて、それがついたかたちで、
事務局	まるっと鏡像みたいに、裏返しに手続きが進んでいくかたちになるのかなと思います。
溝口構成員	有形文化財としての現状変更は、通常だと状況がわかって最後に、工事がフィックスした状態でだしますから。事務手続き的には、一番最後になってくると思います。
事務局	わかりました。
事務局	第1回の復元検討委員会にだすまでの、全体整備検討会議とこの部

	<p>会の関係性を説明して。9日の全体整備検討会議で諮ったけど、その後の平澤主任調査官の説明で、いろいろ考えたかたちと違ったものになってしまいましたから、そこをちょっと皆さんに説明してください。</p>
事務局	<p>文化庁内での手続きの話になるので。復元検討委員会を、3回くらいに分けてやろうかというご提案をいただいています。そのうちの1回目は、先ほどお話した建物の復元検討について、的を絞ったかたちで復元検討委員会にかけようと、いられています。そこにおだしする資料としては、全体整備検討会議の先生方に、もちろん部会も含め、会議の先生方に妥当性をお諮りしたうえで提出しないといけないと思っています。今日の部会の資料として挙げた概要にプラスするかたちで、第1回の復元検討委員会にだすべき資料を付けたかたちで、全体整備検討会議に戻そうと、最終的には思っています。</p> <p>その間は、部会の先生方に。先日、瀬口先生が、最初のとっかかりの全体整備検討会議の役割としては、振り分けることがまずは大事といわれていまして。この案件に関しては、すでに建造物部会に振り分け済みというふうを考えられるかと思えます。あとは、部会の先生方にこれなら全体整備検討会議に戻していいよ、という資料を、お墨付きという言葉がいいかどうかわかりませんが、妥当性についてご了解いただいたものを、最終的に全体整備検討会議に戻したい、と考えています。なので、今日の資料はこのまま保留させていただきます。</p>
小濱座長	<p>保留ということは、どういうことですか。</p>
事務局	<p>これを次の全体整備検討会議に戻すということではなくて、このまま何回か、建造物部会で、この後の詳細なものを審議していただいて、それを合体させるかたちで戻すことになります。</p>
小濱座長	<p>議事としての資料1は、概要ですよ。</p>
事務局	<p>概要です。</p>
小濱座長	<p>これは、皆さん、お認めいただいたということによろしいですか。</p>
麓構成員	<p>これで、認めるという話でもないですね。</p>
溝口構成員	<p>だから、審議ではなくて、報告として、建造物部会の委員から意見を聴取したというかたちが、議事録では正しいと思います。中の審議をして、妥当性云々というのは、それはやっていないので。そのことはワーキングでやったうえで、改めてでいいと思います。</p>
事務局	<p>中間報告という位置づけで。</p>
小濱座長	<p>報告を聞いたということで、部会はここまでですね。</p>
溝口構成員	<p>そのように議事録を書いただければ、大丈夫です。</p>

事務局	部会としては閉めさせていただきます。ありがとうございました。